

# 最上消費生活センターニュース5月号

2022年5月1日発行

## 5月は消費者月間です

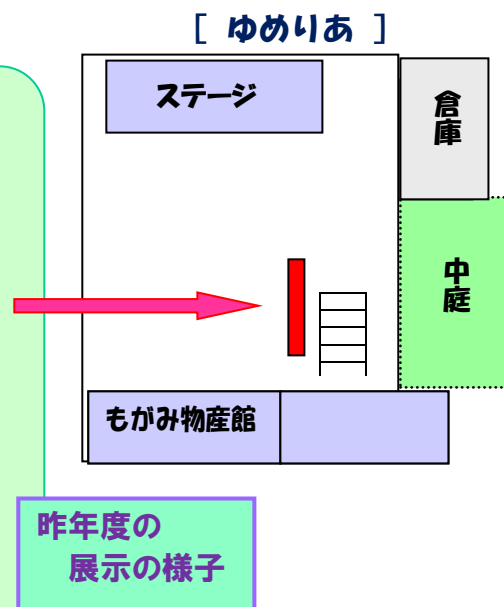
毎年5月を「消費者月間」として、消費者、事業者、行政が一体となって消費者問題に関する啓発・教育等の事業を集中的に行っています。令和4年度は以下の統一テーマで取組み、最上消費生活センターでは例年どおりパネル展示を行います。

### <令和4年度 消費者月間統一テーマ> 「考えよう!大人になるとできること、気を付けること」

～18歳から大人に～

4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。

《期間》5月16日(月)～5月31日(火)  
《場所》ゆめいあ1階「花と緑の交流広場」



14 海の豊かさを  
守ろう



### 目標 14 海の豊かさを守ろう 【 シリーズ SDGs 3 】

～海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し  
持続可能な形で利用する～

#### □ 海が健康だから人は生きられる

海は「生命の源」です。しかし、今

- 人間が出すごみ、工場や家庭からの排水、有害な化学物質などによって、海は汚染されています。
- 過剰な漁獲によって、大切な水産資源が減りつつあります。

#### □ わたしたちにできること

- 自然分解しないプラスチックごみは絶対に捨てない。
- 海の自然や資源を守りながら獲られた水産物を示す**MSC** (海洋管理協議会) **認証マーク**のついたもの(環境保全をしながら持続的な利用が可能な水産物)を食べる。



# 電力の契約切り替えトラブルに注意

～ 若者の相談割合が増えています ～

2016年の電力の小売り全面自由化以降、電力契約の訪問販売トラブルが増加しています。特に近年は10代・20代の若者が契約当事者になる割合が増加し、2018年度の6%から2021年度は27%へと増加しています。契約事業者が確認できない場合や契約内容が理解できない場合には、その場で契約しないようにしましょう。次のような勧誘があった際は要注意です！

## 【トラブル防止のポイント】

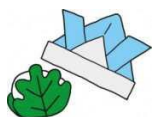
- ① 「**大手電力会社の委託を受けている**」と言われたら  
⇒ 会社の情報や訪問の目的を必ず確認する。
  - ② 「**電気代が安くなる**」と言われたら  
⇒ 契約プランの内容を確認をし、必ず比較検討する。
  - ③ 「**このマンション全体の契約が切り替わる**」と言われたら  
⇒ 管理会社や大家さんに必ず確認する。
  - ④ 「**検針票を見せて**」と言われたら  
⇒ 安易に検針票を見せたり情報を教えたりしない。
- ☆ 訪問販売で契約した場合、原則クーリング・オフができます。不安に思った場合やトラブルになった場合は、早めに消費生活センターに相談しましょう。



## 「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。費用は無料ですので、ぜひご利用ください。

※講座依頼書を提出いただきますが、まずはお電話でお申込みください。



## 5月・6月の無料法律相談会

5月10日(火) 13:30～15:30

6月 7日(火) 13:30～15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイスを無料で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※事前にお電話でご予約をしてください。

## 最上消費生活センター

TEL 0233-29-1370  
FAX 0233-23-2605

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁1階)

《受付時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で



消費者ホットライン188で、最寄りの消費生活センターにつながります。